

独立行政法人航空大学校
平成21年度業務実績評価調書

平成22年8月
国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
(1) 組織運営の効率化 ・常勤職員を中期期間中に約10%程度削減する。 ①整備業務の民間委託を継続及び整備管理業務の一部の民間委託等を図る。 ②運航管理業務のうち一部の民間委託等を図る。 ③事業運営の合理化・適正化を図ることによる管理業務の精査・見直しを実施する。	(1) 組織運営の効率化 ・業務の見直しを行い、常勤職員を2名削減 ①整備業務の民間委託継続し、生産管理業務を中心に整備管理業務の一部の民間委託等を推進する。 ②運航管理業務の一部についてさらに民間委託化することにより、同業務の効率化を推進する。 ③継続して内部事務の簡素化、集約化により、管理業務の効率化を図る。	(S)	各業務について、以下のとおり効率化を図るための見直しを行っており、中期目標の達成に向け常勤職員2名が削減されている。 ①整備管理業務において、発動機・プロペラなどの時間管理部品について、修理作業発注から完了後の保管までを委託することにより効率化が図られ、常勤職員1名の削減が図られている。 ②運航管理業務の一部について、民間委託化等を推進するため、契約職員へ業務の移行を行い、常勤職員1名の削減が図られている。 ③入学試験職務適性に係る分析・評価に係る一般競争について、総合評価落札方式を導入することにより、委託先の審査業務の効率化等が図られている。	・厳しい要員体制の中で、安全の確保を図りつつ、業務内容の見直し等を行い、常勤職員の2名削減を行ったことは評価できる。
(2) 人材の活用 内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。	(2) 人材の活用 内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。	(S)	内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約18%（21名）について、国等との人事交流が行われている。	・計画を大幅に上回る人事交流が実施され、組織の活性化と人件費抑制を図ったことは評価できる。

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
(3) 業務運営の効率化 ① 教育・訓練業務の効率化 イ 学科教育 ・宮崎学科課程の教育時間を現行の735時間から510時間程度に短縮する。 ・多発・計器課程は現行の205時間から150時間程度に短縮する。 ・宮崎学科課程の養成期間6ヶ月から4ヶ月に短縮する。 □ 実科教育 ・多発・計器課程においては現行の65時間から70時間に充実させる。 ・多発・計器課程の養成期間を6ヶ月から8ヶ月に延長する。	(3) 業務運営の効率化 ① 単発事業用課程（帯広・宮崎）も含めた新シラバスについて、全体を見渡してシラバスの評価を行いさらに効果的・効率的なシラバスの検討を行う。	(S)	① 学生へのアンケート調査を継続的に実施しており、検証にあたってはそれを踏まえた評価を行い、シラバスの高質化に努めている。単発事業用課程における新シラバスの検証を行い、単発事業用課程修了における最終技能審査の見直しにより、最終技能審査細部実施要領を改定し、技能審査の合理化を図っている。さらに単発事業用課程において、従来の時間ベースから仕上がりベースの技量の見極めに移行を図るため、150時間以上であれば最終技能審査が受検できるように教育規程の改定を行い訓練の効率化と質の向上が図られている。	・新シラバスの実施と効果の検証を行うことによって、教育方法の改善を教育の質的成果に結び付けるように努力していることは評価できる。 ・単発事業用課程修了時の技能審査要件の飛行訓練時間見直しを行うことによって、教育・訓練業務の合理化とともに、質の向上も図られたことは評価できる。 ・シラバスにおいて、PDCAサイクルが実施されていることは評価できる。
② 教育支援業務の効率化 イ 運用業務の効率化 ・国土交通省の運用する新CADINシステムを計画的に導入し、有効活用することにより運航管理業務の効率化を図る。 □ 整備業務の効率化 ・大学校と訓練機の整備委託先等との間をオンライン化し、整備管理情報等の共有化を推進することにより、整備業務の効率化を図る。	② 教育支援業務の効率化 イ 運用管理業務の効率化を図るため、規程類の電子化に着手する。 □ 飛行時間管理及び整備作業指示についての業務をオンライン化しソフトウェアの整備を図る。	(A)	② 教育支援業務の効率化 イ 「運用業務処理規程」の電子化に着手している。 □ 機体毎の飛行時間管理及び重装備品等の時間管理についてオンライン化を行い、また、計画書のオンライン化が実施できるよう整備を行い業務の効率化が図られている。	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
③ 一般管理費の縮減 一般管理費（人件費、公租公課等所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6％程度抑制する。	③ 一般管理費の縮減 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、18年度予算額に対し18年度当該経費相当分から9％程度抑制する。	(A)	③一般管理費について、平成18年度予算の当該経費相当分から9％以上の抑制が図られている。	
④ 業務経費の削減 業務の効率化等により業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2％程度抑制する。	④ 業務経費の削減 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、18年度予算額に対し18年度当該経費相当分から3％程度抑制する。	(A)	④業務経費について、平成18年度予算の当該経費相当分から3％以上の抑制が図られている。	
⑤ 教育コストの分析・評価 教育業務及び教育支援業務に係る経費の分析・評価を行い、コスト構造を明確化することにより教育コストの抑制に努める。	⑤ 教育コストの分析・評価 コスト構造の明確化を図るため分析・評価に資するデータを蓄積するとともに、より適切な分析・評価手法を検討する。	(A)	⑤各校毎の教育業務経費と教育支援業務経費の比率を比較し、データを蓄積して、各校の項目別の経費の推移を比較するなど、教育コストの分析・評価手法について検討が行われている。	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項を達成するためとるべき措置				
(1) 教育の質の向上 ① 航空会社と積極的に意見交換等を行い、エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握する。また、エアラインパイロット経験者を招聘し、教育内容及び教育体制等の充実を図る。 教育従事者に対して定期的に教育技法等の向上のための研修を実施し、操縦教官については技能審査を毎年1回実施する。	(1) 教育の質の向上 ① 航空会社との意見交換会を年1回以上実施し、エアラインパイロットに求められる知識・技能を把握する。 ・エアラインパイロット経験者を教官として招聘する。 ・面接技法等に係る研修や各種セミナーに参加することにより教官研修の充実を図る。 ・操縦教官の技能審査を各人1回実施する。	(A)	① 各校毎に航空大学校の卒業生との意見交換(平成21年4月、5月、6月)を実施するとともに、航空会社の運航乗務員等との意見交換(平成21年7月)を行い、教育内容等の充実に努めている。 ・エアラインパイロット経験者を教官として招聘し、エアラインにおける実運航に基づく知見を教官及び学生に教授している。 ・今後創設される新たな技能証明の資格であるMPL(Multi Crew Pilot License)について、航空会社と意見交換を行っている。 ・小型機航空安全セミナーに教官を参加させている。 ・全操縦教官に対して定期技能審査を実施して教育技能の向上、標準化に努めている。	
② 操縦技量進度の遅れた学生に対して実施する追加教育の上限時間数を、現行の事業用課程及び多発・計器課程で各10時間から、それぞれ教育規程上の標準教育時間の20%まで拡大する。 また、追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等について検討を行い、教育に反映。	② 追加教育の上限時間数を標準教育時間の20%まで拡大した効果について引き続き検証を進めるとともに、追加教育のより効果的な実施方法等について教育課題検討会での検討を継続する。	(A)	②追加教育の効果について、追加教育のより効果的な実施方法等について教育課題検討委員会を中心に検討を継続し、特に進度の遅い学生に対して、フェーズの早い段階から追加教育を最大限活用することが技能審査不合格率を減少させ、結果として学生の技能の平準化に効果があることの結論が得られた。	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
③ 以下の調査・研究を実施しその成果を教育・訓練に反映させることにより、質の向上及び効率化等を図る。 イ 航空機の運航に関する基礎的研究 □ 座学及びフライト課程における標準的な教育内容・手法及びその評価法に関する調査・研究 ハ 国内外の主要な乗員養成機関等を対象に操縦士養成に関する実態調査・研究	③ 教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下に掲げる調査・研究を計画的に推進し、その成果を教育・訓練等に反映させる。 イ 小型航空機を中心とした航空機運航に関する基礎的研究を継続して進める。 □ 新シラバスによる教育の検証を継続しつつ、標準的な教育内容・手法・評価法に関する研究を進める。 ハ 国内外の乗員養成関連機関等に教職員を派遣し、乗員養成の実態調査を継続して行う。	(S)	③教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下の調査・研究を計画的に推進し、その成果を教育・訓練等に反映させている。 イ 「訓練機の基礎特性に係る情報集積システムに関する研究」について、中間報告を行うとともに、サンプルデータの蓄積など情報収集システム構築においての課題提起を行った。 教育技法の向上のため、最大性能が得られるよう性能評価のための研究飛行を行い、その成果を研究論文として取りまとめている。 □ 単発事業用課程について、これまで蓄積された経験を踏まえ、教育内容・手法・評価法も含めシラバスの変更を行った。今後、検証が行われる。 ハ 米国ワット・セフティ・インターナショナル社に教官を派遣し、乗員養成に係る実態調査が行われている。特に身体要件に関しては、調査結果を受けて身長要件の見直し(163→158cm以上)を行っている。JALが訓練所においては実機飛行に関する調査、さらにJALテクニカルセンターにおいてはMulti Crew Co-Operationに係る予備研修を受講している。	・乗員養成に関わる実態調査を基に、入学志願者の身長要件を見直したことは、受験者の増加につながり評価できる。 また、安全委員会での蓄積したパイロットレポート等のデータを用いて、いち早く安全管理システムを導入するための分析・評価の試行を行っていることは評価できる。 ・教育の質の向上及び効率化を図るための調査・研究の成果を教育・訓練シラバスの変更や受験生の募集に反映させるなど、積極的な取り組みは評価できる。

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
二 乗員養成の基礎訓練課程に係る国際民間航空機関（ICAO）等の国際基準に関する調査・研究 ホ ヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究	二 乗員養成の基礎訓練課程に係る国際基準について、調査研究を継続して進める。 ホ 航空大学校を含む過去の事例等を活用した操縦士に係るヒューマンファクター及び運航安全に関する調査・研究を進める。	（前頁に記載）	二 海外のMPL導入状況に係る研究報告及び航空大学校におけるCBT(Competency Based Training)の導入に係る研究報告が取りまとめられ刊行されている。 ホ 安全委員会において、パイロットレポート等のデータが蓄積され、安全管理システム（SMS：Safety Management System）の導入に向けて分析・評価の試行が行われている。	
④ コンピューターやインターネット等を活用した教育機材及び教育施設等を計画的に整備し、効率的かつ効果的な自主学習環境を充実させる。	④ コンピューターやインターネット等を活用した座学の充実、教育機材及び教育施設等の整備を推進する。	（A）	④航空無線通信士の国家試験受験に対応した自主学習用の教材を作成し、学生が入学前からホームページを通じて学習できるように整備が行われている。	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
⑤ 年間の養成学生数72名（ただしカリキュラム移行期にあたる平成18年度の入学者は54名）とする。 資質の高い学生を確保するため、募集にあたっては従来のポスターや雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開し、受験者数の拡大に努める。また、航空会社等と情報交換しつつ現行の入学試験（学力試験、適性試験等）の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。	⑤ 年間養成学生数を72名とする。 資質の高い学生を確保するため、ポスターや雑誌等の媒体を活用した広報活動を展開するとともに、ホームページ等を活用した情報提供を継続する。また、航空会社の採用担当者等と情報交換を行いつつ、入学試験の内容及び実施方法等を継続的に検証する。	(S)	⑤平成21年度の年間養成学生数は72名を確保している。 平成22年度入学生から段階的に授業料が値上げされることで受験生の減少が懸念されたが、受験者拡大に向けたこれまでの継続的な広報活動に加え、より効果的な情報提供を可能とするため校内プロジェクトチーム主導によるホームページの改善など広報業務の充実に努めた結果、受験者数はほぼ例年並みの633名が確保された。航空会社の採用担当者等と情報交換を行い、22年度入学試験から身体検査合格基準（視機能）の一部緩和を実施し、それにより三次試験の受験者数の拡大が図られ、より資質の高い学生の確保が図られた。また、23年度入学の応募に向け、身長基準を見直し、受験生の更なる確保が図られている。 その他、平成17年度から導入した総合適性試験（筆記による操縦士適性試験）の有効性に関し、当該成績と入学後の成績において一定の相関は得られたが、引き続き有効性について検証が行われている。	・授業料の値上げによる受験者数の減少懸念にもかかわらず、広報活動、ホームページの改善等の取り組みを積極的に行い、受験生の拡大に向けた対策を講じ、例年並みの志願者数を確保したこと、また、視機能に関わる合格基準を緩和したことにより、三次試験受験者の大幅な増加を図るなど、あらゆる角度からの検討により、より資質の高い72名の学生を確保できたことは評価できる。

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
(2) 航空安全に係る教育等の充実 ① 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、理事長のリーダーシップの下で安全推進方針を策定するとともに、これに基づく安全業務計画を事業年度毎に作成し、実施する。	(2) 航空安全に係る教育等の充実 ① 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として、総合安全推進方針に基づき平成21年度安全業務計画を作成し、各校の安全委員会を中心に学生及び教職員等の安全意識向上のための活動を推進する。 また、訓練機の事故等を想定した航空事故処理訓練を各校において年1回実施する。	(A)	①平成21年度安全業務計画に基づき、安全運航を確保するために、毎月安全スローガンを掲げ、安全委員会を中心に学生及び教職員等の安全意識向上のための活動を推進している。 また、宮崎本校、帯広分校合同で航空事故処理訓練が実施されている。仙台分校においても航空事故処理訓練が実施されている。 その他、各校とも空港が行う消火救難訓練に参加している。 平成21年10月に鹿児島空港で訓練機が胴体着陸する事故が発生したが、再発防止に向け、速やかに訓練機の特別点検を実施するとともに、全教官・学生に対する安全教育等を実施し、地元等への説明が行われている。速やかな対応により学生訓練への影響を最小限にとどめている。今後は、運輸安全委員会による原因究明を待ち適宜対策を見直すこととしている。 また、中長期的な対策の一環として、安全運航の確保のため、平成22年度の安全管理システムの導入に向け、安全管理規程を整備している。	・胴体着陸という事故の発生は重く受け止めなければならないが、訓練機の事故に対しては迅速な対応をとり、あらゆる再発防止の対策を講じるとともに、地元等への説明を行い、訓練を再開し、学生訓練への影響を最小限に抑えたことは評価できる。評価は「A」と判断。

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
② 総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。	② 総合安全推進会議の策定した安全監査プログラムに基づき、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。	(A)	②総合安全推進会議は、安全監査プログラムを策定し、これに基づき本校及び分校に対し安全監査を実施している。(帯広10月、仙台12月、本校22年2月)	
③ 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始する。過去の事故例から航空事故と人的要素の関わり等を教示するなど、航空安全についての教育を飛行訓練開始前10時間、飛行訓練開始後40時間実施する。	③ 引き続き飛行訓練移行前から航空安全として計画的に学生に対する安全教育(宮崎学科課程10時間、帯広フライト課程20時間、宮崎フライト課程10時間及び仙台フライト課程10時間)を実施する。	(A)	③シラバスに基づき航空安全についての教育を施している。	
④ 学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役職員への安全教育を毎年1回実施する。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、安全情報の周知・徹底等を図るため、各校において安全委員会を毎月1回実施する。	④ 組織全体の安全意識の向上を図るため、外部講師による役職員への安全教育を年1回実施する。また、各校において安全委員会を月1回開催し、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討及び安全情報の周知徹底等を図る。	(A)	④JALの操縦教官を講師として宮崎本校に招き、「SMSの概要とJALの現状」についての講演の視聴により役職員及び学生に対し安全教育が実施されている。(22年2月)併せてテレビ会議システムを活用して各校でも聴講されている。SMSの導入に向けた検討を更に進めることができ、安全情報の分析・評価に係る試行が行われている。各校において安全委員会を毎月開催し、訓練機の安全確保に係る活動を推進している。	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
			教職員をJAL航空安全啓発センター及びANAグループ安全教育センターに派遣し、安全意識の更なる向上のための安全研修を行っている。 「北海道道東空港合同航空管制技術交流会」に帯広分校の操縦教官を派遣し、安全情報の入手及び交換を行っている。 その他、安全運航に資するため、各校において、管制官、運航情報官との意見交換が実施されている。	
(3) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実 ① 国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等に適切に対応する。	(3) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実 ① 国の訓練計画に対応し、国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等を実施する。	(A)	①国の訓練計画に対応し、航空局航空従事者試験官9名の技量保持訓練を実施している。	
② 国土交通省との連携をより強化するとともに、乗員養成や航空安全に関する調査・研究等の業務を通じて得られる知見及び技術力等を、航空技術安全行政における規制・基準の策定や評価の場へフィードバックする機能の充実を図る。	② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究を推進するとともに、航空大学校の知見及び技術力等を行政にフィードバックする機能の充実を図るため、随時、国土交通省との間で意見交換を行い、連携強化に努める。	(S)	②ICAOの基準において2010年11月から操縦士養成機関に対して導入が義務付けられている安全管理システム(SMS)について、ICAOのマニュアルの調査を行い、「操縦士養成機関連絡会議」において操縦士の養成を行っている使用事業者、私立大学や国土交通省航空局に説明を実施している。 また、航空局が主催する「航空機の操縦士技能証明制度の在り方検討会」に役職員を派遣し、操縦士技能証明に係る新しい制度の検討に貢献するなど、連携強化が図られている。	・ICAOのマニュアルの調査で得られたSMSに関する知見を操縦士養成機関連絡会議において情報提供するなど、SMSの導入にも貢献しており、国土交通省を含め関係機関との連携強化が図られ、行政へのフィードバックが積極的に行われていることは評価できる。

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
(4) 成果の活用・普及 ① 乗員養成に係る標準的な教育機材や教育・訓練シラバスの提供、標準的な教授方法に関する指導及び事故防止対策等の安全管理手法の指導等を通じ、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。	(4) 成果の活用・普及 ① 乗員養成に係る標準的な教育機材の作成を進めるとともに、操縦士養成機関連絡会議を引き続き主催し、これまでに培った乗員養成に係るノウハウ等を積極的に外部へ提供することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。	(A)	①操縦士養成機関連絡会議を開催し、民間操縦士養成機関の育成・振興を推進するため情報交換等が行われている。 その他、学科試験問題検討委員会への委員派遣、社団法人日本航空機操縦士協会主催のシンポジウムへのパネリスト派遣、気象庁帯広空港出張所での講義なども行われており、また、教官養成ハンドブックの編集も手がけている。	
② 航空思想の普及、啓発 ・空の日 ・航空教室 年4回程度 ・市民航空講座 年2回程度	② 航空思想の普及・啓発 ・空の日 ・航空教室 年4回程度 ・市民航空講座 年2回程度	(S)	②各校において、「空の日」行事が実施されている。また、「航空教室」(15回)や「市民航空講座」(9回)を実施し、目標を超える成果をあげている。さらに、稚内、福岡及び大分の各空港で開催されたスカイフェスタにも参加して、航空思想の普及、啓発や地域との融和に努めている。	・計画を上回る回数・内容の行事を通じて、航空思想の普及等に努めたことは評価できる。 ・航空大学校が積極的に操縦訓練へ理解、将来を担う航空従事者への確保に向けて、「航空教室」「市民航空講座」などの活動を継続していることは評価できる。
(5) 企画調整機能の拡充 一層の効率化の推進、業務の質の向上、教育訓練における安全の確保及び航空安全行政に係る調査研究機能の充実等を図るため、事業・安全確保・調査研究に関する企画調整機能及びそのための体制の強化を図る。	(5) 企画調整機能の拡充 継続的に予算執行管理会議を開催し、事業運営に係る企画調整機能の充実を図る。	(A)	事業運営の一層の効率化及び業務の質の向上等を図るため、毎月予算執行管理会議を開催し、事業運営及び予算の管理の強化に努めている。 監事による監査が各校において実施されるなど内部統制が図られている。	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
3. 予算、収支計画及び資金計画 ・ 予 算 ・ 収支計画 ・ 資金計画	3. 予算、収支計画及び資金計画 ・ 予 算 ・ 収支計画 ・ 資金計画	(A)	中期計画に基づき適正に執行されている。収入については、年度計画額を達成しており、また、支出においても効率的な使用に努め、監事による業務監査、会計監査も適切に実施され執行されている。 平成19年度の随意契約の見直し計画に基づき、規程類を国と同額の基準に設定し、契約方式については競争性のない随意契約から一般競争入札等に移行し随意契約の引き下げが図られている。 平成19年度 23件(110,230千円) 平成20年度 15件(75,895千円) 平成21年度 6件(20,087千円)	
4. 短期借入金の限度額 限度額500百万円とする。	4. 短期借入金の限度額 限度額 500百万円	—	平成21年度該当なし	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
5. 重要な財産の処分計画	平成21年度は計画なし	—	平成21年度該当なし	
6. 剰余金の使途 ①入学希望者数の増加策に要する費用 ②養成の向上に資する調査・研究及び航空技術安全行政に資するための調査・研究の実施 ③効果的な養成を行うための教育機材の購入 ④運航管理業務の充実を図るための業務支援機器の購入	平成21年度は計画なし	—	平成21年度該当なし	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	5. その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備に関する計画 大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定すること。	(1) 施設・設備に関する計画 ・宮崎本校： 庁舎本館・別館・運航管理局舎サツ等改修工事 校舎耐震補強工事実施設計 ・仙台分校 庁舎等耐震工事	(A)	以下の施設改修工事等を実施し、教育環境の充実、安全性の向上を図っている。 ・宮崎本校： 本館・別館・運航管理局舎サツ等改修工事 校舎耐震工事実施設計 ・仙台分校： 庁舎等耐震工事	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成21年度計画			
(2) 人事に関する計画 ① 方針 適切かつ計画的な人員配置に努める。	(2) 人事に関する計画 ① 方針 業務運営の効率化・適正化、民間委託の推進等により、適切かつ計画的な人員配置に努める。	(A)	中期計画期間中に、常勤職員の約10%程度を削減するため、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務の更なる効率化により、平成21年度計画どおり常勤職員2名を削減し、計画的かつ着実に実施していると認められる。 給与水準についての詳細は実績報告書に記載している通りである。対国家公務員（行政職（一））106.3 給与規程は、国家公務員の給与に関する法律と同一の内容となっている。引き続き、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行うことで、適正な給与水準の維持に努めている。 ※国の組織との人事交流において、都市部の官署に在籍していた者に対する地域手当や単身赴任手当の支給が一時的にラスパイレス指数を押し上げている。また、事務・技術職の調査対象人数が少ないことから、人事異動に伴う属人的な事情の変化等により、ラスパイレス指数を大きく左右する要因となっている。	
② 人件費削減の取り組み イ 今後5年間に於いて、人員について10%程度を削減する。 □ 役職員の給与について必要な見直しを進める。	② 人件費削減の取り組み イ 平成21年度においては2名削減する。 □ 役職員の給与について必要な見直しを進める。			

＜記入要領＞・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評価の分布状況（項目数合計：24項目）

（24項目）

SS	0項目	
S	7項目	
A	17項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・航空大学校の設立目的に沿って着実に業務を遂行しており、業務方法の改善、工夫などにも積極的に取り組んでいることは評価できる。
- ・人員削減及び経費の縮減計画を着実にこなし、業務運営の効率化に努めていることは評価できる。
- ・単発事業用課程における技量の見極めについて、教育規程の改定による訓練の効率化、併せて質の向上が図られていること、応募基準の改定、合格基準の緩和等についても、創意・工夫の努力がなされていることは評価できる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・今後の新たな技能証明（MPL）の資格設置など、パイロット養成のあり方も変革の時期にあり、長期的な検討が必要である。
- ・受験者の身体検査基準（視機能）や身長要件を緩和したことにより、受験生の更なる確保が図られたことは評価できる。これらの身体的要件の変更と安全との検証、および更なる緩和の可否について引き続き検討を期待する。
- ・組織運営の効率化に努めるとともに、一層の効果的な教育、効果的な組織運営を目指して欲しい。
- ・最大の課題は「航空機運航における安全維持」である。訓練機の事故発生に対しては迅速な対応により、学生訓練への影響を最小限に抑えたものの、胴体着陸という事故の発生を重く受け止め、今後のより一層の安全対策に向けた契機となることを切望する。
- ・航空大学校における操縦の基礎教育は、民間の乗員養成機関とは違い経済的な要素に左右されず、どこまで基本的な手順の追及を行うことができるか否かであり、最近はコストにかなり視点が行き過ぎて、航空大学校本来の操縦士養成が出来にくくなっていると思われる。例えば、単発事業用課程における修了要件の見直しについては、航空大学校の操縦訓練という視点から十分吟味して欲しい。

（その他）

- ・世界の航空需要は増加を続けており、パイロットの需要も増加する。航空大学校は縮小均衡の中期プランだけでなく、将来を見据えた長期プランにも取り組んで欲しい。
- ・私立大学のパイロット養成はまだ緒についたばかりであり、航空大学校の操縦士養成業務の意義は引き続き重要である。
- ・SMSの導入・構築が的確になされることを期待する。
- ・航空大学校以外の養成ソースは、大手二社の自社養成が過半数を占めている中で、企業の養成に頼る乗員養成には安定性に欠ける面がある。日本の航空事業の将来を見据え、安定的な乗員養成が必要である。私立大学の操縦士養成は、学費や学生数の面において限界があり、航空大学校の乗員養成の意義が発揮される。

総合評価

（SS, S, A, B, Cの5段階）

（A）

（評定理由）

人員削減や予算縮減などの業務運営の効率化を図り、調査研究の結果をシラバス及び募集要項に反映させるなど、業務の質の向上に関する積極的な取り組みが行われ、中期目標の達成に向けて法人の目的に沿って着実な業務運営が実施されていると認められる。

総務省政独委「平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

独法名 航空大学校	評定理由	評定	意見
○政府方針等 ①これまでに実施された事業仕分け(21年11月及び22年4月)で当該法人に係る事項が対象となっている場合には、事業仕分けの評価結果を踏まえた対応 ②業務・事業は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されているか。 ③研究開発関係の事業をはじめとする他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携が図られているか。	①平成22年4月の事業仕分けにおいて、「航空会社の受益者負担を高めていく方向で、国費の節減を図る」という評価結果が出され、この結果を踏まえ、受益者負担の在り方について検討を行い、国費節減を図ることとしている。	(A)	
	②高質な操縦士を養成するためには、大規模な施設、高い技術力、優秀な教官、長期にわたる訓練等が必要であり、膨大なコストがかかるため、民間企業等で継続的に行うことは大きなリスクを伴う。大学校が行っている操縦士養成を民間の主体に委ねた場合、自己収入のみにより全ての支出を賄う必要があることから、結果的に学生に多額の授業料の負担を求めることとなるため、我が国の景気の動向により学生数が左右するなど安定的な経営を行うことができず、最終的には安定的な操縦士養成ができなくなるおそれがある。		
	③航空大学校以外に航空機操縦士養成事業を行っている他の独立行政法人はない。		
○財務状況 ①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか) ②事業の受益者の負担、民間からの寄付・協賛等の自己収入の拡大に向けた取組	①該当なし。	(A)	
	②平成21年度入学生の授業料は国立大学と同レベルの年間589,380円であったが、平成22年度入学生から段階的に引き上げて、平成26年度には国立法科大学院と同程度となる年間804,000円とすることとしており、自己収入の拡大が図られている。		・自己収入の拡大として直接の受益者の負担増が図られている。直接の受益者だけではなく「国民全体」が受益者との考え方もある。

○保有資産全般の見直し (実物資産) ①保有する建物、構築物、土地等について、 i)法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii)事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii)現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv)資産の利用度等 v)経済合理性 といった観点に沿った保有の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証) ②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i)法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii)事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii)現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv)資産の利用度等 v)経済合理性 といった観点に沿った賃借の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証) ③上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候、「遊休資産」等の状況等を踏まえ、 i)本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、 ii)政策的必要性や効果に応じた必要最小限の保有・賃借となっているか、 iii)効果的な処分 といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組	①航空大学校は、操縦士の養成事業を行っており、その保有する土地・建物等の資産は、法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等に合致しており、日々の教育・訓練等に適切に活用されている。 また、航空大学校は3校に分かれているが、操縦訓練では、空港における訓練、訓練空域における訓練等を実施する必要があり、訓練空域については、限られエリアのみが設定されているため、それぞれのフライト課程で、使用する機材や訓練内容が異なることに鑑み、容量に余裕があつて、かつ、周辺に訓練空域が比較的多く設定されている地方空港に拠点を分散し、周辺の空港も利用しつつ効果的・効率的な訓練が行われており、その立地の必要性が認められる。 保有している土地・建物等の資産は、独立行政法人に移行時に国からの現物出資を受けており、資産規模も適正で、経済合理性も満たしている。 ②帯広分校において、帯広市から誘導路用地を借受けているが、当該用地は、訓練に際し訓練機が滑走路へ進入するために日々使用しており、訓練を行う上で必要不可欠なものであり、その必要性が認められる。また、土地の借料は帯広市の貸付基準による適切なコストとなっている。 ③現在、航空大学校の保有している資産に遊休資産はなく、施設は、養成人員に対し適切な資産規模であり、全ての資産が日々の教育・訓練に有効活用されている。	(A)	

④特に、東京事務所、海外事務所、研修施設等について、引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等（廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等ができないか）	④東京事務所、海外事務所、研修施設等は設置していない。		
（金融資産） ①個別法に基づく事業において運用する資産（以下「事業用資産」という。）について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し（財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証）及び見直し結果を踏まえた取組 ②事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し（財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証）及び見直し結果を踏まえた取組 ③融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討 ④積立金の規模	①該当なし。 ②航空大学校では、国から現物出資された資産の売却代金を預金で管理しており、今後、国庫へ納付することとしている。 ③該当なし。 ④該当なし。	(A)	
（知的財産等） 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組	該当なし。	—	

○資産の運用・管理 (実物資産) ①保有する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組 ②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組 ③宿舍(借上物件を含む)について入居率が低い、空き部屋数が多い、当該独法の役職員以外の者の入居部屋数が多いものはないか。 ④宿泊施設及び教育・研修施設・ホール・会議所(借上物件を含む)で稼働率が低いものはないか。 ⑤展示施設(借上物件を含む)の利用者数と経費は適切か。 ⑥高額(取得価格5000万円以上)な設備・機器、車両・船舶の稼働状況と経費は適切か。	①航空大学校は、操縦士の養成事業を行っており、その保有資産は操縦士養成業務に資するため自ら使用するものであり、日々の教育・訓練等に適切に利活用されている。 冷暖房設備等点検や消防設備点検など施設維持管理業務も一般競争契約により適切に行われている。また、保守事業者等への保有資産の一部貸付についても適切に貸付料が徴収されている。	(A)	
	②帯広分校において、帯広市から誘導路用地を借受けているが、当該用地は、訓練に際し訓練機が滑走路へ進入するために日々使用しており、訓練を行う上で必要不可欠なものである。また、土地の借料は帯広市の貸付基準による適切なコストとなっている。		
	③宿舍(借上物件を含む)はない。		
	④宿泊施設及び教育・研修施設・ホール・会議所(借上物件を含む)はない。		
	⑤展示施設(借上物件を含む)はない。		
	⑥高額(取得価格5000万円以上)な設備・機器、車両・船舶はない。		
(金融資産) ①個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立 ②融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組	①該当なし。	—	
	②該当なし。		

(知的財産等) 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組 i) 出願に関する方針の策定 ii) 出願の是非を審査する体制の整備 iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動 iv) 知的財産の活用目標の設定 v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等	該当なし。	—	
○人件費管理 ①諸手当及び法定外福利費についての昨年度政独委からの指摘事項への対応(建研、奄美基金を除く) ②「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii)食事補助の支出の廃止、iii)国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。 ③保険料の法人負担割合が21年度末時点で50%を超えていないか。 ④出張の際の支度料が21年度末時点で存在していないか。 ⑤法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。 ⑥国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ⑦国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況 ⑧総人件費改革についての取組の状況と平成18年度からの5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望(併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由)	①「永年勤続表彰」については国土交通省の基準に準じている。また、「飛行時間表彰」については、航空大学校独自の表彰制度であるが、表彰の際に副賞が添えられていたが、平成22年度から副賞を廃止した。 ②原則廃止が守られている。 ③超えていない。 ④旅費支給規程において定められているが、支給実績はなく、国と同じ運用が図られている。 ⑤給与規程は、国の「一般職の職員の給与に関する法律」と同一の内容となっている。国家公務員の給与構造改革を踏まえて役職員の給与について必要な見直しが行われており、また、平成21年度人事院勧告の給与規程への反映も行われているため、社会的な理解が得られるものとなっていると考えられる。		

	⑥給与規程は、国の「一般職の職員の給与に関する法律」と同一の内容となっている。 人材の必要から国の組織との人事交流が行われており、都市部の官署に勤務していた者を受け入れる場合には、これらの職員に対する地域手当や単身赴任手当等が支給される。これらがラスパイラス指数を一時的に押し上げる要因となっているが、この分析及び検証の結果はホームページで公表しており、国民の理解が得られるものになっていると考えられる。	(A)	
	⑦給与規程は、国の「一般職の職員の給与に関する法律」と同一の内容となっている。 国家公務員の給与構造改革を踏まえて役職員の給与について必要な見直しが行われており、また、平成21年度人事院勧告の給与規程への反映も行われている。 支出予算の大半が国からの財政支出により賄われているもの、ファイナンスリース取引による累積欠損が生じているものの、会計処理上やむを得ないものであり、この累積欠損額は近年中に解消されるため、当大学校の給与水準が累積欠損額に与える影響はない。この分析及び検証の結果はホームページで公表されている。		
	⑧国家公務員の給与構造改革を踏まえて役職員の給与について必要な見直しが行われている。 人件費削減の取り組みについては、中期計画における「人事に関する計画」により、常勤役職員の10%程度(12名)を削減することを指標としており、業務の効率化等に努め、平成21年度においては常勤職員2名の削減が行われている。 これまで計画的に人員削減が実施されてきており、平成22年度末には計画が達成される見込みである。 航空大学校は国の組織との人事交流が行われており、人材の必要から都市部の官署に勤務していた者を受け入れる場合には、これらの職員に対する地域手当や単身赴任手当等が支給されるため、ラスパイラス指数を一時的に押し上げる要因となっている。		

○契約 ①契約についての昨年度政独委からの指摘事項への対応 ②随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況 ③随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。 ④1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。	①総合評価落札方式を実施する場合の要領・マニュアルが整備されていないことについて指摘を受け、総合評価落札方式の実施のためのマニュアル等の規程を整備し、適切に実施されている。 ②随意契約見直し計画の達成状況は、1件について21年度までの実績を踏まえたデータの分析・解析を行う必要があるとの判断から21年度に一般競争入札に移行できなかったが、平成22年度には一般競争契約に移行が行われ計画が達成され、随意契約は性質上やむを得ないものに限られていると認められる。 ③該当なし。 ④1者応札の割合(件数)は不落随契を除き40%(43件中17件)であり、競争性の向上を図るための改善方策を進め、平成20年度の51%(49件中25件)より減少が図られている。	(A)	
○法人の長のマネジメント ①法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。 ②法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。 ③法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。 ④法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	①理事長の招集により開催される役員会、航大会議に係る規程を定めており、定例の役員会、航大会議等で理事長が総括を行うなど、適宜、リーダーシップを発揮できる環境が整備されている。 ②役員会、航大会議を通じて全役職員への周知徹底を図っている他、安全委員会が中心となって安全スローガンを所定の場所に掲示するなど、規程を定めて役職員に対し具体的に周知徹底が図られている。また、テレビ会議システムを活用し、各分校とも迅速な周知が可能な体制を構築している。 ③組織全体として取り組むべき重要なものについて、役員会において適宜、把握し対応する体制が整備されている。また、監事監査による報告や業務実績評価等を踏まえ、年度計画に反映させるなど、組織として適切な管理・運営が図られている。 ④安全監査、監事監査、契約監視委員会等の状況は実施後速やかに理事長に報告され、内部統制の現状が適切に把握されている。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合やその他日常業務で気付いた事項は、役員会や航大会議等において、現状把握と対応計画が適切に作成される組織体制が整備されている。	(A)	

○法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組 ①マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。 ②アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。	①中期目標の達成に向けて中期計画及び年度計画が策定され、業務運営の効率化と国民に対して提供するサービスの向上等、成果の実現に向けた指標が定められている。	(A)	
	②年度の業務実績について、法人の内部評価及び評価委員会の評価等が行われ、これを踏まえ、次年度の業務に適切に反映が図られている。		
○その他内部統制 ① 監事監査において法人の長のマネジメントについて留意されているか。 ②監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告されているか。 ③各法人における事業の内部審査や自己評価について、法人内部限りで完結させず対外的な透明性が確保されているか、事業の実効性が上がるものとなっているか。	①法人の長のマネジメントに留意し監事監査が実施され、積極的な安全対策の実行、職員一丸となつての業務運営の効率化や契約事務の適正化など、決定事項が実行されている。。	(A)	
	②監事監査等の状況は実施後速やかに理事長に報告されている。 ③契約事務手続きに係る執行状況を審査するため、監事及び外部委員(3名)による契約監視委員会が設置され、随意契約や一者応札等の契約の適正化への取り組みの強化が図られ、当委員会の概要がホームページで公表されている。		
○関連法人 ①委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等 ②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性 ③関係法人に利益剰余金がある場合の国庫等への返納の必要性 ④競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底等が行われているか。	①該当法人なし。	—	
	②該当法人なし。		
	③該当法人なし。		
	④該当法人なし。		

○中期目標期間終了時の見直し ①中期目標において、目標期間中に取 組むこととされている事項のうち、取 組時期等が明記されていないものにつ いて、目標達成に向けた各年度におけ る具体的な取組状況 ②業務実績の評価にとどまらず、業務 の必要性や新たな業務運営体制の考 察	①中期目標期間における年度計画は、平成18年度、平成 19年度及び平成20年度について「順調」との総合的な評 定であり、「中期計画・年度計画に基づき業務の効率化・ 組織運営の見直しや経費の縮減などのマネジメントは計 画どおり推移しており、シラバスの工夫や教育課程の改 正などによる教育内容の工夫なども図られ、順調に業務 運営が推移している。」と総合評価された。平成21年度に ついて中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある と認められる。 ②航空大学校の事業の必要性については理解を得られ ており、事業仕分けの結果を受けて、受益者負担の在り 方について、検討が行われているところである。	(A)	
○業務改善のための役職員のイニシ アティブ等 ①法人業務に対する国民のニーズを把 握して、業務改善を図る取組を促すア プローチ ②法人における職員の積極的な貢献 を促すための取組(例えば、法人の姿 勢やミッションを職員に徹底する取組や 能力開発のための取組等)を促すアプ ローチ	①ホームページによる意見募集や民間養成機関連絡会 議における他の操縦士養成機関との意見交換により、国 民や他機関のニーズを把握するとともに、役員会や航大 会議等で対応策の検討等を継続的にを行い、ニーズを踏ま えた業務改善を図っている。特に、より多くの国民に機会 を提供するため、航空会社との調整を図り、平成21年度 受験生から身体検査合格基準(視機能)の一部を緩和す ることにより三次試験(操縦適性試験等)の受験者数を大 幅に拡大し、また、平成22年度受験生から身長基準の見 直し(163cm以上から158cm以上へ)など、受験生の更な る増加のための積極的な施策の実施が図られている。 ②航空安全に係る教育等の充実として平成21年度安全 業務計画に基づき各校の安全委員会を中心に毎月安全 スローガンを掲げ、学生及び教職員等の安全意識向上の ための活動を推進している。 また、教育の質の向上として操縦教官各人に対し、定期 技能審査を実施して教育技能の向上及び標準化に努め ている。 職員等表彰規程に定められている「飛行時間表彰」(教育 訓練飛行時間が1万時間以上であって、勤務成績優秀で あり、他の職員の模範と認められる者を表彰する)を行う ことで教育訓練業務への積極的な取り組みを促してい る。さらに安全褒賞により、安全業務に対して功績のあ った者を顕彰し、安全意識の高揚に努めている。	(A)	・より多くの受験が可能となるように検討が行われ、身体検査合格基準 の一部緩和、身長基準の見直しにより受験者数の拡大、優秀な学生確 保につなげた。 ・あらゆる角度からの検討が先入観無く実施され、受験生の増加のため の改善がなされており、その結果、学生の質が向上につながっている。
○個別法人 政独委からの平成20年度業務実績評 価における指摘事項において個別意見 があった事項(4法人6事項)への対応 状況(当該法人のみ)	該当なし。	—	